

入 札 説 明 書

尼崎市インターネット公有財産売却（以下「尼崎市公有財産売却」という。）に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、本入札説明書、尼崎市公有財産売却ガイドライン（以下「尼崎市ガイドライン」という。）及び売買契約書を熟読のうえ入札してください。

1 入札に付する物件

別表に掲げる自動車4台

2 入札の方式

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）を利用して行い、入札に関する手続きについては、尼崎市ガイドライン及び売却システムに係る規約（ガイドラインを含む。）に従って行います。

3 入札に付する物件の仕様

物件の現状等については、売却システムの公有財産売却物件一覧を参照してください。
（アドレス <https://kankochu.jp>）

4 尼崎市公有財産売却の参加条件

以下のいずれかに該当する方は、尼崎市公有財産売却へ参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号または第2項各号のいずれかに該当すると認められる方
 - (2) 日本語の読み書きができない等、日本語での意思疎通が困難な方
 - (3) 尼崎市ガイドライン及び売却システムに係る規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない方
 - (4) 一般競争入札に係る物品に関する事務に従事する尼崎市職員
 - (5) 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する暴力団密接関係者
- ## 5 入札参加申込み及び入札保証金の納付

(1) 参加仮申込み

参加希望者は、令和7年6月6日午後1時から同年6月23日午後2時までの間に、売却システムの物件詳細画面より尼崎市公有財産売却の参加仮申込みを行ってください。

(2) 参加申込み（本申込み）

売却システムの物件詳細画面より参加仮申込みを行った後、尼崎市のホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書」を印刷し、必要事項を記入・押印後、次に掲げる必要書類とともに、令和7年6月23日（消印有効）までに尼崎市へ提出してください。持参の場合は、日曜日及び土曜日を除き、受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。複数の物件について申込みをされる場合、物件ごとに申込書が必要になります。

※書類提出先：尼崎市昭和通2丁目6番75号 尼崎市消防局 財務課

※不着等のトラブルを避けるため、郵送の場合は書留等の方法により送付してください。

ア 個人の場合

公的機関が発行する証明書で、住所、氏名、生年月日が確認できるもの（住民票又は運転免許証等）の写し

イ 法人の場合

登記事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項全部証明書）の写し

ウ 代理人による手続きをする場合

上記ア、イに準じた委任者、代理人双方の証明書及び委任状

なお、委任状は、尼崎市ホームページから印刷した様式を使用してください。

※住民票、登記事項証明書は発行後3か月以内のもの、公的機関が発行する証明書については現在有効期間中のものを提出してください。

※提出された書類に不備があった場合（必要な添付書類がなかった場合等）において、令和7年6月23日（消印有効）を過ぎて到着した書類は受け付けできません。

※令和7年6月23日（消印有効）までに本申込みに必要な書類の提出がない場合は、参加申込みを取り消します。

※申込み受付後においても、追加で問い合わせやその他の書類（印鑑登録証明書等）を提出していただく場合があります。

※提出いただいた書類は返却できません。

(3) 入札保証金の額

入札保証金の額は、入札物件ごとに予定価格（最低入札価格）の100分の5以上の額とし、(1)に掲げる期間内に売却システム上の所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。

入札保証金の納付についての詳細は尼崎市ガイドラインを参照してください。

(4) 期限までに入札の参加申込みを行わなかった者、入札保証金の納付を行わなかった者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

6 入札物件の下見会

下見会は、(1)に掲げる期間内で実施予定です。下見を希望される場合は、予約制となっておりますので、下見を希望する日の前日午後5時までに(3)に掲げる問い合わせ先までご連絡ください。※試乗はできません。

なお、下見会で入札物件を確認しなくても入札には参加できますが、入札物件に関するすべての事項を了承されているものとみなします。

(1) 日時

令和7年6月16日から同年6月20日まで

午前9時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 下見会場

尼崎市道意町6-6-4 尼崎市西消防署大庄出張所

(3) 入札物件に関する問い合わせ先

尼崎市消防局 財務課 06-6481-3963

受付時間 土曜日及び日曜日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

7 入札の期間及び方法

(1) 入札の期間

令和7年7月8日午後1時から同年7月15日午後1時まで

(2) 入札の方法

売却システム上に入札価格を登録してください。この登録は、一度しか行うことができません。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効となります。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札又は委任状を提出せずに代理人がした入札
- (2) 入札価格が最低入札価格未満の入札
- (3) 談合その他不正な行為があったと認められる入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定の方法

入札期間終了後、尼崎市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低入札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

10 落札後の連絡

落札者には、尼崎市から入札終了後、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

11 落札後の手続き

(1) 契約保証金

契約保証金の額は、納付済の入札保証金の額と同額とします。

なお、上記5(3)の入札保証金は、契約保証金に全額充当するものとします。

(2) 契約の締結

落札者は、落札決定後直ちに別紙様式の売買契約書により契約を締結してください。契約締結時に、次の書類等を添付して尼崎市に直接持参又は郵送してください。

ア 個人の場合

公的機関が発行する証明書（住民票又は運転免許証等）の写し

印鑑登録証明書

イ 法人の場合

登記事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項全部証明書）の写し

印鑑証明書

ウ 代理人が手続きをする場合

上記ア、イに準じた委任者、代理人双方の証明書

委任状

なお、委任状は、尼崎市ホームページから印刷した様式を使用してください。

※住民票、登記事項証明書は発行後3か月以内のもの、公的機関が発行する証明書については現在有効期間中のものを提出してください。

※印鑑登録証明書及び印鑑証明書は発行後3か月以内の原本を提出してください。

令和7年7月29日午後2時30分までに落札者が契約を締結しない場合は、落札者としての決定を取り消します。この場合、入札保証金は尼崎市に帰属します。

(3) 売買代金の納入

(1)の契約保証金は、売買代金の一部に充当するものとし、売買代金から契約保証金額（入札保証金額）を控除した金額は、契約締結時に交付する納付書をもって、令和7年7月29日午後2時30分までに納めてください。なお、同日までに当該残金の納入が確認できないときは、売買契約を解除することがあります。この場合、契約保証金は尼崎市に帰属します。

12 売買物件の引渡し

売買物件は、売買代金全額を納入した後、(1)に掲げる期限までに(2)に掲げる場所で現状のまま引き渡すものとします。なお、当該期限までに引き取らないときは、売買契約を解除することがあります。この場合、契約保証金は尼崎市に帰属します。

(1) 期限

令和7年8月26日午後4時まで

(2) 場所

上記6(2)に掲げる場所

なお、お引き取りの際は、その予定日時を事前に上記6(3)に掲げる問い合わせ先までご連絡ください。お引き取りの際は、身分証明書（運転免許証等）を提示してください。代理人が売買物件の引き取りを行う場合は、お引き取りの際に代理権限を証明する委任状を提出してください。

また、落札当日に売買物件の引渡し及び引渡し後の不調・故障等についての補償は、できません。落札者が物件情報詳細ページ等の記載内容と実地に符合しない事項が売買物件にあることを発見しても、それを理由として契約の締結を拒んだり、落札の無効を主張したり、売買代金の減額を請求することもできません。

(3) 注意事項

やむを得ない理由により(1)に掲げる期限を過ぎて引き取る場合、保管費用がかかります。その場合の保管費用は1台につき1日500円で落札者の負担となります。保管期限は令和7年9月24日午後4時までとします。その期限までに引き取らないときは、売買契約を解除します。この場合、落札者は損害金（保管費用等）を賠償しなければなりません。

13 登録等（自動車）

道路運送車両法に基づく登録又は地方税法及び市町村の条例に基づく申告は、落札者の責任において行ってください。

なお、同法第33条第1項に規定する譲渡証明書は上記12の引渡し時に交付します。

14 売買物件の引渡し等に伴う費用

売買物件の引渡し及び登録等に伴う費用は、全て落札者の負担となります。

15 危険負担

契約締結から売買物件の引渡しまでの間に、当該物件が本市の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、尼崎市に対して売買代金の減免を請求することはできません。

16 その他

この説明書に定めのない事項については、法令（尼崎市の条例等を含む。）の定めるところによります。

以上